

実地指導結果 サービス種別：居宅介護

令和2年9月30日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人南海福祉会	四万十市	訪問介護事業所四万十の郷	R2.1.23	1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 2 勤務表に、職務の内容が明確に記載されていないことが認められた。	改善済	
医療法人香美会	香南市	ヘルパーステーションかがみ	R1.12.24	なし		
社会福祉法人土佐町社会福祉協議会	土佐郡土佐町	土佐町指定訪問介護事業所	R1.12.19	1 虐待防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 サービス提供責任者が配置されていない期間があることが認められた。 3 受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対して報告していない事例が認められた。 4 勤務表について、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）勤務表を作成していない期間がある。 （2）職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨が明確でない。	改善済	
社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会	高岡郡中土佐町	中土佐町訪問介護事業所	R2.1.8	1 虐待防止等のための必要な体制の整備を行っていないことが認められた。 2 勤務表に、管理者との兼務関係を明確に記載していないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会	高岡郡四万十町	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわ	R1.12.17	1 虐待防止等のための責任者を設置していないことが認められた。 2 従業者に身分を証する書類を携行させていないことが認められた。 3 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。 4 勤務表に日々の勤務時間を明確に記載していないことが認められた。 5 居宅介護サービス費の額の算定に当たり次の（1）及び（2）のとおり不適切な事例が認められた。 （1）提供した身体介護が短時間であり身体介護中心型を算定できないにもかかわらず身体介護中心型を算定 （2）利用者が居宅にいないにもかかわらず調理等の家事援助を行いサービス費を算定	改善済	